

佐倉市カヌー協会規約

(名称)

第1条 本協会は佐倉市カヌー協会と称する。

(目的)

第2条 本協会は佐倉市内のカヌー競技愛好者相互の親睦を深め、円滑な連絡・調整を図るとともに上部団体及び関係機関との連絡調整を図り、カヌー競技の普及振興・競技力の向上を図る。

(事業)

第3条 本協会の事業は次のとおりとする。

- 1、カヌー競技会・講習会等の開催
- 2、練習場、備品等の確保及び維持管理
- 3、各団体との連絡・調整
- 4、その他本会の目的達成のため必要と認めた事業

(事務局)

第4条 本協会の事務局は事務局長宅におく

(組織)

第5条 本協会は佐倉市内に競技活動の基盤をおくアマチュアカヌーの愛好者で構成する団体・個人を持って組織する。(団体とは学校・クラブ・事業所等とする。)

(加盟・脱退)

第6条 本協会に加盟しようとする団体・個人は所定の用紙に必要事項を記入の上、本協会に提出し、毎年会員カードを提出する。会員カードの提出なければ脱退したものと見なす。

(役員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 1名
- 3、理事長 1名
- 4、副理事長 1名
- 5、理事 若干名
- 6、事務局長 1名
- 8、会計監事 2名
- 9、顧問・参与 若干名

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理となる。
- 3、理事長は会長の命を受けて会務を執行する。
- 4、副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の場合はその代理となる。
- 5、理事は理事長の命を受け会務を執行する
- 6、事務局長は本会の庶務、経理事務を行う。
- 7、会計監事は本会の会計監査を行う。
- 8、顧問・参与は会長の諮問に応えると共に助言する。

(役員選任等)

第9条 本協会の役員選出は、下記による。

- 1、会長・副会長は総会において選出する。
- 2、理事長・副理事長は理事の互選とする。
- 3、理事は各部会より選出されたもの、会長から任命されたものとする。

- 4、会計監事は総会において選出する。
- 5、事務局長は会長から任命されたものとする。
- 6、顧問・参与は会長が委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会設置)

第11条 本協会には次の部会を設け、会員はいずれかの部会に所属する。

- 1、スプリント・スラローム部会
- 2、ツーリング部会
- 3、ポロ部会

(会議)

第12条 本協会の会議は、総会、理事会、部会とする。

(総会) 総会は、年1回会長が招集し、本協会の執行に関する基本的な事項及び事務の管理等を決定する。ただし、理事会の決議により必要に応じて臨時会を開催することが出来る。

- 2、総会の議長は出席者から選任する。
- 3、総会の議事は出席者の過半数を持って決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は理事で構成し、会務の執行について必要な事項を審議する。

- 2、理事会は理事長が招集し、その会議の議長となる。

(部会)

第14条 部会は所属会員を持って構成し、各部会事業等について企画・立案・運営に当たる。

- 2、部会は各部会選出理事が招集し、その議長となる。

(会計)

第15条 本会の経費は、次に掲げるものを以て支弁する。

- 1、会費
- 2、補助金及び助成金
- 3、寄付金
- 4、事業収入
- 5、その他

(会計年度)

第16条 本協会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(規約の変更)

第17条 本協会の規約は、総会において過半数の同意を得て変更することが出来る。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は理事会でこれを定める。

付則

- 1、本規約は平成7年2月19日より施行する。
- 2、平成16年2月22日全部改定
- 3、平成23年2月27日一部改訂